

## 平成30年度「京都中小企業技術大賞」募集要項

### 1. 目的

京都中小企業技術大賞は、平成5年に設置された技術顕彰制度で、技術開発に成果を挙げ、京都産業の成長に貢献した中小企業及び技術者の功績を讃えることにより、府内中小企業の新技術・新製品の開発意欲を高め、産業の発展と豊かな生活の実現に寄与することを目的とします。

### 2. 表彰の種類

- (1) 京都中小企業技術大賞 1企業 ※ : 「7. 審査基準」を総合的に満たすもので、評価の最も高いものについて授与します。
- (2) 京都中小企業優秀技術賞 4～6企業 : 「7. 審査基準」を総合的に満たすもので、評価の高いものについて授与します。
- (3) 京都中小企業特別技術賞 1企業 ※ : 伝統的な技術やユニークな技術の工夫・応用によって製品・技術を実現したものについて授与します。

※印の賞は該当企業がない場合は、賞の授与を見送ります。

### 3. 応募資格

以下の各項に該当するものを対象とします。

#### ① 京都府内に本社を置く中小企業であること

中小企業とは、以下の法人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

(注3) 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

#### ② 対象となる技術・製品の売上実績があること

#### ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと

### 4. 応募方法

(1) 募集期間 平成30年3月1日(木)～4月27日(金)

#### (2) 提出書類 ①必須書類

- ・申請書
- ・直近3年の各年度決算書

#### ②任意書類

- ・企業紹介パンフレット
- ・新技術・新製品がわかる資料
- ・その他必要と思われる資料

- (3) 提出方法 申請書に必要な事項を記入の上、決算書及び関係書類を添付して、郵送(当日消印有効)、持参又はEメール(添付ファイルの容量制限にはご注意願います)のいずれかで提出してください。

※添付ファイルのサイズによっては送信・受信ができない場合がございます。  
(当財団の容量制限は5MBです。)

## 5. 応募にあたっての注意事項

- ① 一度提出いただいた応募書類は返却できません。
- ② 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ③ 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと又は係争中でないことが条件です。
- ④ 受賞企業発表前に、候補者及び選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ⑤ 以下の場合は、応募を無効又は受賞を取り消します。
  - ・ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
  - ・ 表彰の目的を損なう行為や法令違反など表彰企業とすることがふさわしくないと判断される場合

## 6. 審査方法

有識者で構成される委員会及び調査連絡会を設置し、書類審査、1次審査と2次審査による選考を経て、受賞企業の選出を行います。

- (1) 書類審査 事前の書面審査
- (2) 1次審査 調査連絡会にて、必要に応じてヒアリングや現地調査による審査を実施し、1次審査通過企業を決定します。
- (3) 2次審査 委員会にて2次審査を行い、各賞を選考いたします。

## 7. 審査基準

- (1) 京都ブランドにふさわしい独創性のある技術又は製品であること

京都ブランドとは、a. 伝統・文化、高品質・高級感といったブランドイメージの活用  
b. ものづくり産業発展の歴史、大学・研究機関の集積といった地域資源の活用  
c. 京都地域イメージ全般の活用

- (2) 時宜に適しかつ必要で優秀な技術又は製品であること
- (3) 優秀な技術・製品を保有するなど、研究開発に積極的であること
- (4) 健全な経営により、企業の成長発展が顕著に認められ、かつ将来性があること
- (5) 京都産業の振興発展に貢献するなど他の中小企業の模範であること

## 8. 受賞者の発表・表彰式

- (1) 選考結果の通知 選考結果は、各応募企業に対し郵送にて通知いたします。
- (2) 受賞者の発表 平成30年10月頃を予定しています。
- (3) 表彰方法 受賞者に対して表彰式を行います。なお、表彰式等の詳細については追って受賞者に連絡します。
- (4) 受賞後の広報 プレス発表、財団情報誌への掲載等  
受賞者の方には、広報・各種イベント等へのご協力をお願いいたしますのであらかじめご了承ください。

## 9. 提出先・問合せ先

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター  
公益財団法人京都産業21 イノベーション推進部 新産業創出グループ  
TEL : 075-315-8677 E-mail : kensho@ki21.jp